

令和7年4月

お客様各位

郡山信用金庫

「破産管財人等特殊口座開設手数料」の新設について

郡山信用金庫（理事長 渡邊 公靖）は、下記の通り特殊口座の新規開設申込受付時・口座名義変更時における「破産管財人等特殊口座開設手数料」を新設したことをお知らせいたします。

当金庫では引き続きお客さまのニーズに応じたサービスの提供に努めて参ります。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 手数料名 | 破産管財人等特殊口座開設手数料 |
| 2. 対象となる口座名義 | ・破産管財人
・相続財産清算人（管理人）
・不在者財産管理人
・遺言執行者
・遺産整理受任者 |
| 3. 対象となる取引 | 新規口座開設時または他の口座からの名義変更が対象 |
| 4. 実施日 | 令和7年5月1日（木） |

以上